

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表 (案)

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
令和2年5月1日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
令和__年__月__日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
令和2年5月1日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 各種規程の策定及び変更に関する事項</p> <p>十 系統アクセス業務に関する事項</p> <p>十一 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項</p> <p>十二 会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項</p> <p>十三 評議員の任免に関する事項</p> <p>十四 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項</p> <p>十五 会費及び特別会費に関する事項</p> <p>十六 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項</p>	<p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>九 災害時連携計画の経済産業大臣への意見具申に関する事項</u></p> <p>十 各種規程の策定及び変更に関する事項</p> <p>十一 系統アクセス業務に関する事項</p> <p>十二 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項</p> <p>十三 会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項</p> <p>十四 評議員の任免に関する事項</p> <p>十五 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項</p> <p>十六 会費及び特別会費に関する事項</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則 (令和2年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p>